

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム かめやまの郷 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人真亀会が運営する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）事業所特別養護老人ホーム かめやまの郷（以下「ホーム」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、ホームの円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 ホームは、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 3 特別養護老人ホームかめやまの郷の入居者が外泊（長期入院）時に部屋を利用するため空床利用型短期入所とする。

(事業所の名称等)

- 第2条 ホームの名称及び所在地は次のとおりとする。
- 一 名 称：特別養護老人ホーム かめやまの郷
二 所在地：栃木県真岡市亀山350-25

第2章 利用定員等

(利用定員、ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

- 第3条 特別養護老人ホームかめやまの郷の入居者が外泊（長期入院）時に限る。
- 2 ユニットの数は3とする。

(定員の遵守)

- 第4条 ホームは、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えて同時に指定短期入所生活介護等を行わない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第3章 職員及び職務の内容

(職員の区分及び定数)

- 第5条 ホームに次の職員を置く。
- | | |
|------------|-----------------------|
| 一 施設長（管理者） | 1名（指定介護老人福祉施設の管理者と兼務） |
| 二 事務員 | 1名以上（兼務） |
| 三 生活相談員 | 1名（兼務） |
| 四 介護職員 | 9名以上（常勤換算） |
| 五 看護職員 | 1名以上（常勤換算） |
| 六 機能訓練指導員 | 1名（兼務） |
| 七 介護支援専門員 | 1名（兼務） |
| 八 医師 | 1名（非常勤） |
| 九 栄養士 | 1名 |
- 2 前項に定めるもの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務)

- 第6条 職員の職務分掌は次のとおりとする。
- 一 施設長（管理者）

ア ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

イ ホームの職員にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

二 事務員

　　ホームの庶務及び会計事務に従事する。必要に応じて事務長を置く。

三 生活相談員

　　利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

四 介護職員

　　利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

五 看護職員

　　利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

六 機能訓練指導員

　　利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

七 医師

　　利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

八 栄養士

　　給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第7条 ホームの円滑な運営を図るため、次の会議及び委員会を設置する。

一 職員会議

二 サービス担当者会議

三 身体拘束廃止委員会

四 苦情処理委員会

五 給食会議

六 感染対策委員会

七 事故防止検討委員会

八 褥瘡対策委員会

九 虐待防止対策委員会

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第4章 指定短期入所生活介護等の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 ホームは、指定短期入所生活介護等の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要と認められる重要事項を記載した重要事項説明書その他の文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得た上、別に定める契約書式により利用契約を締結するものとする。

(指定短期入所生活介護等の開始及び終了)

第9条 ホームは、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者に対し、指定短期入所生活介護等を提供する。

2 ホームは、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

3 特別養護老人ホームかめやまの郷の入居者が、外泊(長期入院)より戻られる場合は、速やかに利用を終了とする。

(サービス提供の記録)

第10条 ホームは、指定短期入所生活介護等を提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録する。

(利用料等の受領)

第11条 ホームは、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護等を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という。）に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額からホームに支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払を受ける。

2 ホームは、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護等を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、短期入所生活介護等に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 ホームは、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食費 1日当たり1,445円。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条の2第1項又は法第61条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費又は特定入所者支援サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）が利用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は法第61条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額（法第51条の2第4項（法第61条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わりホームに支払われた場合は、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は法第61条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。

二 滞在費 居室料及び光熱水費の合計額 1日2,006円（法第51条の2第1項又は法第61条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の基準費用額又は法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（法第51条の2第4項（法第61条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わりホームに支払われた場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額又は法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

四 送迎に要する費用（心身の状況や介護者の事情等から送迎が必要と認められる利用者を送迎した場合に限る。）

次条に定める通常の送迎の実施地域を超える場合の送迎（片道ごと）超える距離1キロメートル増すごとに50円

五 理美容代 実費

六 教養娯楽費（レクリエーション、クラブ活動等） 材料代等の実費

七 複写物の交付 1枚につき 10円

4 ホームは、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、文書により利用者の同意を得るものとする。

5 ホームは、第3項第1号の食費及び同項第2号の滞在費について、当該食費又は滞在費の額の設定時に想定していなかった事情により新たな費用が生じたときは、当該新たな費用を基礎として、食費又は滞在費の額を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(通常の送迎の実施地域)

第12条 ホームの通常の送迎の実施地域は、真岡市 益子町 芳賀町

(指定短期入所生活介護等の取扱方針)

第13条 ホームは、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自己律的な日常生活を営むことができるようするため、利用者の日常生活上の活動について必要な

第10条 ホームは、指定短期入所生活介護等を提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録する。

(利用料等の受領)

第11条 ホームは、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護等を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という。）に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額からホームに支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払を受ける。

2 ホームは、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護等を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、短期入所生活介護等に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 ホームは、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食費 1日当たり1,445円。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条の2第1項又は法第61条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費又は特定入所者支援サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）が利用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は法第61条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額（法第51条の2第4項（法第61条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わりホームに支払われた場合は、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は法第61条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。

二 滞在費 居室料及び光熱水費の合計額 1日2,006円（法第51条の2第1項又は法第61条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の基準費用額又は法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（法第51条の2第4項（法第61条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わりホームに支払われた場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額又は法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

四 送迎に要する費用（心身の状況や介護者の事情等から送迎が必要と認められる利用者を送迎した場合に限る。）

　次条に定める通常の送迎の実施地域を超える場合の送迎（片道ごと）超える距離1キロメートル増すごとに50円

五 理美容代 実費

六 教養娯楽費（レクリエーション、クラブ活動等） 材料代等の実費

七 複写物の交付 1枚につき 10円

4 ホームは、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、文書により利用者の同意を得るものとする。

5 ホームは、第3項第1号の食費及び同項第2号の滞在費について、当該食費又は滞在費の額の設定時に想定していなかった事情により新たな費用が生じたときは、当該新たな費用を基礎として、食費又は滞在費の額を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(通常の送迎の実施地域)

第12条 ホームの通常の送迎の実施地域は、真岡市 益子町 芳賀町

(指定短期入所生活介護等の取扱方針)

第13条 ホームは、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な

(食事)

- 第16条 ホームは、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 ホームは、利用者の心身の状況に応じて適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 ホームは、適温に配慮し、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保し、個別的に対応する。食事時間は次のとおりとする。
- 一 朝食 7時30分から
- 二 昼食 12時00分から
- 三 夕食 18時00分から
- 4 ホームは、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(機能訓練)

- 第17条 ホームは、利用者に対し、その心身の状況等を踏まえ、利用者との合意に基づき、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

- 第18条 ホームの医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を探る。
- 2 ホームの医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。
- 3 ホームは、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力医療機関及び協力歯科医院を定める。
- 一 協力医療機関 医療法人社団 福田記念病院（診療科目 内科、外科他）
所在 栃木県真岡市並木町3-10-6 電話 0285-84-1171
- 二 協力歯科医院 鈴木歯科医院
所在 栃木県真岡市亀山464-1 電話 0285-83-1319

(相談及び援助)

- 第19条 ホームは、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

- 第20条 ホームは、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援する。
- 2 ホームは、常に利用者の家族との連携を図る。

第5章 ホームの利用に当たっての留意事項

(留意事項の説明及び同意)

- 第21条 ホームは、利用申込者が指定短期入所生活介護等の提供を受ける際には、あらかじめ、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書により説明し、文書により同意を得る。

(利用者の心得)

- 第22条 利用者は、他の利用者の意思及び人格に十分配慮しながら、社会的規範を守り、自らの有する能力に応じた自立的な日常生活を営むことを通じて、健全な共同生活の運営に努めるものとする。

(外出)

- 第23条 利用者は、外出するときは、あらかじめ、所定の様式により施設長に届け出るものとする。

(食事)

- 第16条 ホームは、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 ホームは、利用者の心身の状況に応じて適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 ホームは、適温に配慮し、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保し、個別的に対応する。食事時間は次のとおりとする。
- 一 朝食 7時30分から
- 二 昼食 12時00分から
- 三 夕食 18時00分から
- 4 ホームは、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(機能訓練)

- 第17条 ホームは、利用者に対し、その心身の状況等を踏まえ、利用者との合意に基づき、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

- 第18条 ホームの医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を探る。
- 2 ホームの医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。
- 3 ホームは、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力医療機関及び協力歯科医院を定める。
- 一 協力医療機関 医療法人社団 福田記念病院（診療科目 内科、外科他）
所在 栃木県真岡市並木町3-10-6 電話 0285-84-1171
- 二 協力歯科医院 鈴木歯科医院
所在 栃木県真岡市亀山464-1 電話 0285-83-1319

(相談及び援助)

- 第19条 ホームは、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

- 第20条 ホームは、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援する。
- 2 ホームは、常に利用者の家族との連携を図る。

第5章 ホームの利用に当たっての留意事項

(留意事項の説明及び同意)

- 第21条 ホームは、利用申込者が指定短期入所生活介護等の提供を受ける際には、あらかじめ、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書により説明し、文書により同意を得る。

(利用者の心得)

- 第22条 利用者は、他の利用者の意思及び人格に十分配慮しながら、社会的規範を守り、自らの有する能力に応じた自立的な日常生活を営むことを通じて、健全な共同生活の運営に努めるものとする。

(外出)

- 第23条 利用者は、外出するときは、あらかじめ、所定の様式により施設長に届け出るものとする。

第8章 その他運営に関する事項

(勤務体制の確保等)

- 第30条 ホームは、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護等を提供できるよう、職員の勤務の体制を次のとおりとする。
- 一 日中は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
 - 二 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
 - 三 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。
- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に努める。
- 3 ホームは、当該短期入所生活介護等の職員によって指定短期入所生活介護等を提供する。ただし、利用者に対するサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ホームは、職員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

- 第31条 ホームは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

(感染症防止対策)

- 第32条 ホームは、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染症対策会議を2ヶ月に1回程度定期的に開催するとともに、その結果を介護職員及びその他の職員に周知徹底する。
- 2 ホームは、介護職員及びその他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための啓発、研修を定期的に年2回以上実施する。
- 3 ホームは、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から指針の整備、訓練(シミュレーション)の実地等取り組む。

(褥瘡防止対策)

- 第33条 ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。
- 2 ホームは、褥瘡対策委員会を2ヶ月に1回程度定期的に開催し、その結果を介護職員及びその他の職員に周知徹底する。
- 3 ホームは、介護職員及びその他の職員に対し、褥瘡対策に関する教育を継続的に実施する。

(虐待防止対策)

- 第34条 ホームは、虐待防止のため次の措置を講じる。
- 1 ホームにおける高齢者虐待を未然に防止するため、倫理綱領、行動規範等を定め、職員に周知徹底を図る。
 - 2 虐待防止の啓発・普及するための研修を実施し、普段から人権意識を高め、あわせて職員の資質の向上を図る。
 - 3 利用者の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、方針の整備、研修の担当者を定める。

(重要事項の掲示)

- 第35条 ホームは、施設の入り口付近に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、事故発生時の対応、苦情処理その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧出来るようファイリング等により整備する。

第8章 その他運営に関する事項

(勤務体制の確保等)

第30条 ホームは、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護等を提供できるよう、職員の勤務の体制を次のとおりとする。

- 一 日中は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
 - 二 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
 - 三 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。
- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に努める。
- 3 ホームは、当該短期入所生活介護等の職員によって指定短期入所生活介護等を提供する。ただし、利用者に対するサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ホームは、職員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

第31条 ホームは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

(感染症防止対策)

第32条 ホームは、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染症対策会議を2ヶ月に1回程度定期的に開催するとともに、その結果を介護職員及び他の職員に周知徹底する。

- 2 ホームは、介護職員及び他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための啓発、研修を定期的に年2回以上実施する。
- 3 ホームは、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から指針の整備、訓練(シミュレーション)の実地等取り組む。

(褥瘡防止対策)

第33条 ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

- 2 ホームは、褥瘡対策委員会を2ヶ月に1回程度定期的に開催し、その結果を介護職員及び他の職員に周知徹底する。
- 3 ホームは、介護職員及び他の職員に対し、褥瘡対策に関する教育を継続的に実施する。

(虐待防止対策)

第34条 ホームは、虐待防止のため次の措置を講じる。

- 1 ホームにおける高齢者虐待を未然に防止するため、倫理綱領、行動規範等を定め、職員に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止の啓発・普及するための研修を実施し、普段から人権意識を高め、あわせて職員の資質の向上を図る。
- 3 利用者の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、方針の整備、研修の担当者を定める。

(重要事項の掲示)

第35条 ホームは、施設の入り口付近に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、事故発生時の対応、苦情処理その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧出来るようファイリング等により整備する。

(法令との関係)

第42条 男女雇用均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。

この規程に定めのことについては、厚生労働省令及び介護保険法に定めるところによる。

(業務継続計画の策定等)

第43条 ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定短期入所生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(改廃)

第44条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人真亀会とホームの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。